



平成24年7月13日
内閣府（防災担当）

平成24年梅雨前線による大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（熊本県）

- 平成24年梅雨前線による大雨災害について、熊本県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

| 該当区域 | 支援法 適用日 | 適用基準 (支援法施行令) | 住宅被害(世帯) | | |
|---------------|------------|------------------|----------|----|------|
| | | | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| 熊本市(くまもとし) | 7月12日 | 第1条第2号 | 10 | 50 | 280 |
| 阿蘇市(あそし) | 7月12日 | 第1条第2号 | 15 | 15 | 100 |
| 南阿蘇村(みなみあそむら) | 7月12日 | 第1条第4号 | 6 | | 4 |
| 相良村(さがらむら) | 7月12日 | 第1条第6号 | 3 | | 1 |

注1 上記の数値は平成24年7月13日(金)18時現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号(10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害)、同条第4号(同条第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)及び同条第6号(同条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合(1)における市町村(人口10万未満のものに限る)で、その自然災害により5以上(人口5万未満の市町村は2以上)の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの)に該当することによる。

- 平成24年梅雨前線による大雨災害では、大分県及び熊本県において全壊10世帯以上等により支援法が適用。
- 熊本県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付
新澤, 藤澤

TEL 03-5253-2111(内線51602)
03-3501-5191(直通)